



りそな銀行アジアニュース

2021年1月15日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「外商投資安全審査弁法の概要について」

「外商投資安全審査弁法」（商務部令 2020 年第 37 号）が 2021 年 1 月 18 日より施行されます。それに伴い今後、外国投資者が中国で投資（新規設立・持分取得等）を実施する場合、投資分野が同法による審査の対象となるかを事前に確認することが必要となります。主な内容は以下の通りです。

	概 要
審査対象	<p>●国家安全に係る重要領域（実質的支配権取得の場合）</p> <ul style="list-style-type: none">重要農産物、重要エネルギーと資源、重大設備製造、重要インフラ施設、重要運輸サービス、重要文化商品とサービス、重要情報技術及びインターネット商品とサービス、重要金融サービス、コア技術、その他重要領域 <p>※詳細未公表。要否が不明な場合、対象となるかどうか事前に確認することが望ましい。</p> <p>＜実質的支配権取得の認定基準＞</p> <ul style="list-style-type: none">- 外国投資者の出資比率が 50%を上回る場合- 董事会、株主会、株主大会で保有する議決権が議決に重大な影響を与える場合- 外国投資者が企業の経営・人事・財務・技術等に重大な影響を及ぼす場合 <p>●国防・軍事工業（実質的支配権を問わず）</p> <ul style="list-style-type: none">軍事工業及び関連する国防安全領域への投資と、軍事施設及びその周辺地域への投資
自主申告	<ul style="list-style-type: none">該当する領域への投資について、投資実施前に自主的な申告が必要（申告前に相談可）申告提出先：国家発展改革委員会に設置の専門オフィス（審査所要期間：45～105 営業日）
規定違反の処罰	<ul style="list-style-type: none">申告漏れの場合、規定期間内に申告するよう命じる。虚偽資料の提供もしくは重要情報の隠蔽があった場合、既存の審査決定を取り消す。審査により付加された条件に基づき投資していない場合、改善命令を出す。申告拒否、既存の審査決定の取り消し、改善拒否があった場合、期限内の投資停止、原状回復及び国家安全に対する影響の排除を命じる。

照会先：国際事業部 （東京）電話 03-6704-2736
（大阪）電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載